

HSコードについて



名古屋税関 業務部
首席関税鑑査官 立松 朋子

1. H S 条約の概要
2. 関税分類の基本
3. 事前教示制度について

1. HS条約の概要 ～HS条約とは～

HS条約とは

- International Convention on the **Harmonized** Commodity Description and Coding **System**
(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)
- (HS条約以前:CCCN) 主要貿易国間で異なる分類システムを使用

各国で異なる関税分類・解釈 不統一・不透明な関税率適用

適用関税率の予測、貿易取引コスト見積もり

関税交渉における対象品目の範囲・定義の明確化

国際貿易に関する輸出入統計を正確に把握

国際的に公平で、かつ統一された分類システムが必要



- 体系的・統一的な分類システムとして、世界税関機構(WCO)が作成
(1988年1月1日実施、2022年1月1日に7回目の改正)
HS条約加盟国等 160カ国・地域〔→EU〕
HS条約適用国(含HS条約加盟国)等 212カ国・地域 (R5.4現在)

1. HS条約の概要 ～HS条約の構成～

HS条約の構成

本文(前文、第1～20条)

附属書「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」

通則

部注
類注
号注

HS品目表

関税率表のベース

- ・部(21部)・・・第1部～第21部
- ・類(96類)・・・第1類～第97類(第77類は欠番)

1. HS条約の概要 ～HS条約の構成～

HS品目表の構造

i) 大分類 = 部(Section): 生産者側に立った産業形態別
第1部～第21部

ii) 中分類 = 類(Chapter): 加工度、用途等別
1～97類(77類は欠番)

iii) 小分類 = 項(Heading)、号(Subheading): 重要なもの、一般的なものを優先

★分類の基本単位: HS4桁(項)

1, 228の項(関税率表の項は1, 227)

★項をより細かく分類した最小単位: HS6桁(号)

5, 612の号(関税率表の号は5, 611)(2022年版)

1. HS条約の概要 ～HSコードの構成～

実行関税率表

(例)

種ばれいしょ

第2部 植物生産品

0701. 10-000

部

類

項

号

細分

- 2桁 07 : 「類」
- 4桁 07. 01 : 「項」
- 6桁 0701. 10 : 「号」

★ここまではHS条約加盟国間及び我が国の輸出入で共通

- 9桁 0701. 10-000 : (輸入)税番、輸入統計品目番号
(輸出)統計品目番号

★末尾3桁:統計細分(輸出と輸入で異なる場合がある)
→日本独自のもの

1. HS条約の概要 ～例外品目～

参考：関税率表においてその所属を決定することができないもの

空気（液体空気及び圧搾空気を除く）

単に詰めただけの空気



例外



液体（圧搾）空気
（第28.53項）

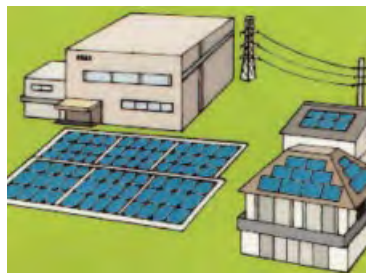
火



死体



電氣的エネルギー



電氣的エネルギー（第27.16 項
（任意採用項））について、
日本は採用していない。

1. HS条約の概要 ～HS品目表に求められること～

品目表に求められること

- すべての物品を網羅し、かつ体系的であること
- 一つの物品は必ず一つのカテゴリに分類されること
- 解釈が相違したとき、解決する仕組みを持っていること
- 国際的に広く利用されること
- 時代の変化に合わせてアップデートされること

HS条約の規定（一部抜粋）

【第3条 締約国の義務】

- ①関税率表及び統計品目表をHSに適合
 - 全ての項(4桁)及び号(6桁)の使用
 - 通則並びに全ての部、類及び号の注の使用
 - HSの数字上の配列に従う
- ②HSに基づく輸出入貿易統計の公表
- ③HS6桁を超える細分の設定

【第6条 統一システム委員会】

- ①HS条約第6条に基づいて設立された委員会
- ②HS条約締約国によって構成
(ICC等の国際機関もオブザーバ参加)
- ③年2回、WCO本部で開催

1. HS条約の概要 ～HS品目表の例～

➤ 体系的・・・HS品目表 (例: 歯車)

原石↓	鉄鉱	2601項(鉱石)
製鋼	鉄鉄及びスピーゲル	7201項(鉱石を炉で溶融)
↓	鉄鋼石を直接還元して得た鉄鋼	
↓		7203項(鉱石を溶融することなく還元して製造した鉄鋼)
圧延	鉄又は非合金鋼の半製品	
↓		7206項(鉄又は非合金鋼のフラットロール製品)
鉄鋼業の	棒	
製品	7213項	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)
↓	7214項	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。)
↓	7215項	鉄又は非合金鋼のその他の棒
製造業の	円盤	7326項(長さが横断面の最大寸法以下の棒の切断片)
一時製品		
完成品	歯車	8483項

➤ 統一的・・・関税率表の解釈に関する通則

同じものであれば、同じ分類になるということ(一物一分類)

1. HS条約の概要 ～時代の変化に合わせてアップデート～

過去のHS改正(7回)

- 1992年 解釈上の明確化のための修辭上の修正
- 1996年 オゾン層破壊物質、磁気カード等の明確化
- 2002年 デジタルカメラ、廃棄物等の明確化
- 2007年 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
- 2012年 特定の動植物(国連食糧農業機関[FAO])、リチウムイオンバッテリー、バイオディーゼルの明確化、おむつ等の明確化
- 2017年 ハイブリッド自動車、LED電球、ノンアルコールビール、水産品・林産品・農業機械等、抗マラリア製品、カメラの一脚、二脚、三脚等
- 2022年 電子たばこ、3Dプリンター、スマートフォン、ガラス繊維及びその製品、03類の粉等、プラセボ、SPF等

2. 関税分類の基本 ～関税率表とは～

関税定率法第3条

- 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし**その税率は、別表**による。

品目ごとに関税率を設定（関税率表）

関税分類とは・・・関税額等の算出のために、関税率表における品目分類体系を十分に理解して、輸入物品の所属を正しく決定すること。



- 我が国の関税率表及び輸出入統計品目表は、**HS条約(附属書)**の**品目表**に基づいて作成

2. 関税分類の基本 ～実行関税率表の記載内容～

実行関税率表

- 関税定率法別表番号にWTO譲許表、関税暫定措置法別表及び国内細分(統計細分)を組み入れて作成したものが「実行関税率表」です。

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
02.01			牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)						Meat of bovine animals, fresh or chilled: ⑤
0201.10	000	†	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)	*無税 Free	38.5%	KG	Carcasses and half-carcasses
0201.20	000	†	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)	*無税 Free	38.5%	KG	Other cuts with bone in
0201.30			骨付きでない肉	(50%)	(50%)	*無税 Free	38.5%		Boneless:
	010	†	ーロインのもの					KG	Loin
	020	†	ーかた、うで及びもものもの					KG	Chuck, Clod and Round
	030	†	ーばらのもの					KG	Brisket and plate
	090	†	ーその他のもの					KG	Other

2. 関税分類の基本

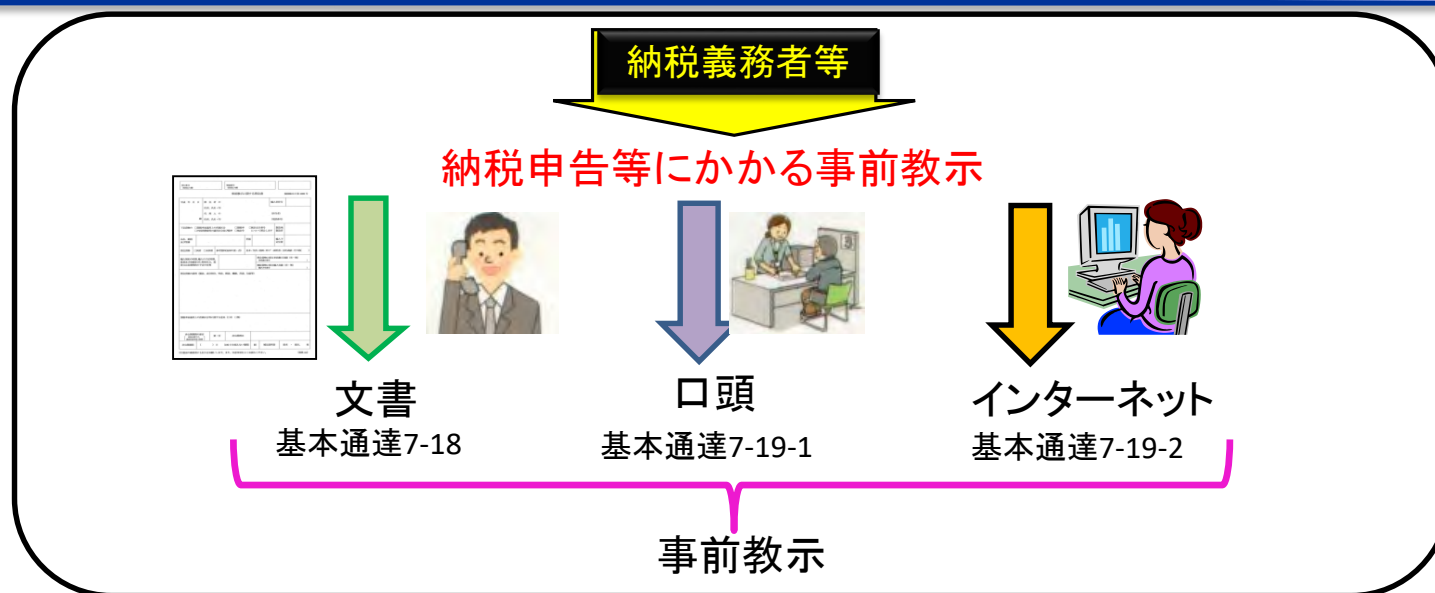
【税関ホームページ】(品目分類)

- 実行関税率表
- 輸出統計品目表
- 関税率表解説・分類例規(国際例規・国内例規)
- 関税分類コンテンツを調べる
- 事前教示回答(品目分類)を検索する

2. 関税分類の基本

- 関税分類は**まず常識**
- 関税分類の原則は「**一物一分類**」
- 関税分類は**通則1**に始まり**通則1**に終わる
- **機能分類**と**材質分類**
- **分割分類**と**一括分類**
- **End use** による分類は**認められない**

3. 事前教示制度(品目分類)について



種 類		照会者	有 効 性	回答期限	根拠
文書による事前教示		輸入者	申告時に尊重 3年有効 意見の申出が可能 変更・撤回の手続き有	30日以内	基本通達7-18
口頭による事前教示		輸入者	参考回答	原則即日	基本通達7-19-1
インターネットによる事前教示	文書回答へ 切り替え有	輸入者	文書教示に準じる	30日以内	基本通達7-19-2
	文書回答へ 切り替え無	輸入者	参考回答	原則即日	

関税率・**輸出入HS番号**など

名古屋税関業務部 関税鑑査官

 052-654-4139（平日 9:00～17:00）

 nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp